

四子（一長）尚愚記

八条宮家の諸大夫尾崎長尚が初代智仁親王・二代智忠親王に關しての見聞を書き綴った回顧記一冊。旧桂宮家本。函号 桂・一三五七。

奥書等ではなく、長尚の自筆本とする根拠はないが、本書が大変な能筆で記されていることと後述するように長尚が能筆家であつたことおよび伝来などから見て、敢えて別人の手に成るものと考えることはないであ

るう。西日本大手の物販でも、既存店舗の競争力が落ちてきている。この結果、既存店舗の販

(法橋、号宥湖)の息男として寛永十年(一六三三)に生まれ、二代智忠親王の近習となり、親王薨去(寛文二年—一六六二)の後も三代穩仁親王・四代長仁親王・五代尚仁親王そして六代文仁親王と、実に四代にわたって宮家に仕えた人物である。本書を著したと推定される元禄末年頃、まだ斐鏞として文仁親王の御学問向の補弼に出仕していたことが、

『宮日記』元禄十四年（一七〇一）九月三日条に
山岡道室長尚賜方金貳百四、近曾以来御書写物有之、長尚日々依参
勤其功了也

勸其功了也

正徳五年（一七一五）十一月二十日、八十三歳の長寿をもつて長尚は歿するが、『桂宮日記』はその死を惜んで次のように記している。

古墳

此道室者、天智親王天香院殿勤御近習、其時代之事委細覺悟、平生堅固、且能書也、近習年老病不快、然無居耆氣、尋ニ故事ニ有便、今卒去、

この記事によつて、老いても「耄氣」のなかつた長尚は宮家のいわば生き字引的存在であつたこと、そして能書家であつたことなどが知られる。なお、長尚が山岡道室と号していたことが見えるが、医師であつた父正房が近江国甲賀郡の大伴姓山岡氏の流れを汲むものであつたところ

から山岡を称したと考えられ、また道室という号から長尚も父の業を継いでいたのではないかと推測される。

は正体字に改めた。

思い出すままに一つ書にした内容は、初代智仁親王を猶子にせんとした豊臣秀吉の意図や秀吉が八条宮家を創立した時の智仁親王に対する遭遇などについての聞き伝えから始まり、寛永三年（一六二六）の後水尾

天皇二条城行幸の際の和歌御会で大御所徳川秀忠および将軍家光の和歌を智仁親王が代作したという面白い話も載せてある。二代智忠親王に関しては、近侍して自身目撃した親王の動静が中心であるが、親王が堺に赴かれて千利休の造った茶室や数寄屋などを見られたという記事は、親

一、文中に便宜句点および並列点を加えた。
「、張替りは」で示し、新紙面に当る行頭にその張数と紙面の表（オ）裏（ウ）を標出した。

一、校訂および説明註は、全て（ ）で括り、原則として右側に付した。

（嗣永芳照）

（1オ）
長 尚 愚 記

一、御先祖 桂光院様ハ 後陽成院様之御弟宮ニテ 太閤ハ
猶子ニ願被申、天下をも御譲可申与被仰候由、又ハ太閤ハ
匹夫出世之身ナレハ、威光ニ被仕とも承候、太閤と名を

付度、秀次を関白ニナシ、太閤と名を被附たると申伝候、

其後堂上・摂家方ヘモ 天子之次ノ位ハ何そと御尋書付
出シ被申候由、望ニ而公家も被申出候ハ、一品親王より
上ハ無之と、一同ニ在之故、始々一品ニ御成、智仁と申候、
正徳二年（一七一二）以前、さらには信実が高家衆に列せられた元禄十四年（一七〇一）に近い元禄末年頃に記されたものと推定される。

凡 例

一、翻刻に当つては、用字は原則として常用漢字を用い、異体字・略字

一、智仁親王連哥モ御上手にて、御名色と云一字也、御名

皆人知たる事也、」

(寛永三年)(徳川家光)

(徳川秀忠・家光)
台徳院様にて候、大猷院様にて候、

年に「小松中納言殿江戸にて、中納言殿へ御成ニ而、御供

年(前田利常)

樋口殿父子・生嶋玄蕃頭・同宮内・大学・数馬各御供ニ

樋口殿父(信孝・信康)・子(秀成)

而不大形馳走、御玄闕まで御輿かき入、中納言殿ハ玄闕の

下へ御出、家老中皆々罷出、夫々奥へ御入、御馳走難尽

と云題之由、世間流布いたし候、

之御城江(後陽成院様行幸、五日御成之由、其内御哥会

なと在之、両御所御名代ニ智仁哥御讀之事候、竹契選年

と云題之由、世間流布いたし候、

(2ウ)

一、前方之御殿御門表ハ魚尻(シヤチホコ)御藏ハ今出川御築地之南ニ
在之、是ニモシヤチホコ在之、見事ニ在之候、中立(延宝三年九月)之類火

ニ御門残り候ハ、立本寺へ被遣候得共、是モ焼失申候、

一、天香院様江戸へ二度御下向候、二度目にハ、道中富士
ノ御哥在之、

いつハあれとかのこまたらの色とミシ」

ころも五月の富士の白雪

御下向五六月比也

宇津山にて

一度ハミしも夢かとたどりにし

いまとうつゝのうつの山越

と被遊、道春(林)ヘモ被遣、御和詩などニ上候、羅山文集な

ともも入在之候、此両首之御哥、世間挙世譽奉候也、其時(正保二

(3オ)

一、智忠堺(前田富子)へ御成之事在之、古玄蕃娘(生嶋秀成)ヤノ甚右衛門へ嫁シ、此所ニ五日御逗留、御供仕候、一日ハ網を引セ御馳走被致、又所々ニ利休(千利休)之被造たる廻・数寄屋など御覽之事在之候、

(4ウ)

一、桂(西本願寺津村別院)舟ニ召、大坂へ日晡ニ付、西門跡之御堂ニ御一宿、翌日堺へ御成、

一、姫君様(前田富子)之上蘿ハ、御やつ殿と申、成田弥五兵衛娘也、

御あこの御方是ハ藪殿娘也、女中頭加州より付參候ハたが

を殿と申候、御やなと云御表使之位、是ハ後ニ金剛寿院(稳仁親王)

様御局へ御乳人大夫殿一所ニ居被申候而、御町ニ屋敷被下、

今之北面ニ成候、加田頼母^(盛信)斎藤左京ニ改、同家ニ成、于今相

続在之候、只今」源内居申處ハ姫君様之御屋敷にて候、

右御乳人家も左京ニ成、于今在之候、左京ハ御乳人婦聟ニ成候故、家をも子分にしてもらひ申候也、御乳人の子ハ乱氣いたし候也、

一、久米丸

監・山口次左衛門などにて候、

天香院様御殿上樋口中納言殿御舎弟、後ニ中条左京^(信慶)と申候而、御暇被申上、江戸御城ニ姉子一ノ台殿御梅御方と申候子分ニ御引取候而、將軍家江被召出勤仕、只今存命、

子息山城守殿^(信実)

高家衆に近き比被仰付候、久米丸殿七歳

之時分より御出仕之由、

一、松波主馬^(光友)

後ニ丹後と申候、御出入北面也、幼少之時ハ桂光院様ニ暫時務被申候由、承及候、

一、天香院様御能数寄にて、山田市之丞と申候て、古玄蕃子息ニ而鶴屋七郎左衛門猶子ニ参、実子出来ゆへ出被申、

江戸ヘ下り、十大夫弟子ニ成、左馬頭様へ有付、古き人ニて只今ハ大夫ノ内劫者也、堀池弥三郎など同位也、柳澤殿ニて大樹御成之時道成寺を被致、御意ニ入、大樹

ヘ御もらい被成、只今生嶋文右衛門と申候而、旗本ニ被仰

付候、手柄仕合と申事候、古玄蕃六七番メ」ノ子息ニ而、

此市之丞參候時分節々御能有之、我等も古玄蕃ニ習て脇

余多仕候、前宮内^(生鷗宣盛)も能被致候、佐野喜太郎ハ、本阿弥光

益子息十大夫子寿元弟子ニ而、是も節々市之丞と能在之

候、天香院様も御能被遊候、侍衆狂言など被致候、狂言ヲ被致候ハ、塚田權^(後号主水)左衛門・藤木半左衛門・山田将

長尚愚記

一
御先祖
往後院様

後
御先祖
往後院様

御先祖
太閤様
獨樂院
天下草

御讓
中身
御由
之
太閤
堂

出也
之
威光
父祖
也
耶

太閤
之
御事
次
圓向
也

各
圓
之
多
事
中
傳
矣

堂上
獨
承
方
天
子
次
位

何
御
昇
書
行
四
之
重

長尚愚記 卷頭

高
家
系
統
記
卷
首

久
承
先
人
七
世
之
傳

四
公
傳
也

一
松
波
主
馬

高
家
系
統
記
卷
首

知
子
所
往
先
院
林
獨

勢
中
心
不
及
張

同上 卷末